

久留米市第9期高齢者福祉計画及び
介護保険事業計画の実績（令和6年度）

《計画期間 令和6年度～令和8年度》

令和7年10月

久留米市 健康福祉部
長寿支援課・介護保険課

1. 第9期計画の進捗状況

久留米市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（計画期間：令和6年4月～令和9年3月）における、令和6年度の各事業の取り組み状況を踏まえて、「成果指標」や施策体系毎の実績を整理しました。

（1）まちの姿成果指標について

計画期間に目指すまちの姿を分かりやすく示すために、目指すべきまちの姿の柱ごとに成果指標を設定しています。目指すべきまちの姿の実現に近づいた状態を表す「まちの姿成果指標」です。

現時点での達成状況と課題などについては、以下のとおりです。

【自分の力を活かして、健康で自立した生活ができるまち】

指 標 名	現 状（R4）	実 績（R5）	実 績（R6）	目 標（R7）
健康であると回答した65歳以上の人の割合	73.7% （R4 市民意識調査）	73.8% （R5 市民意識調査）	74.3% （R6 市民意識調査）	80.0% （R7 市民意識調査）

「健康であると回答した65歳以上の人の割合」は令和4年度より、やや増加しましたが、令和7年度の目標値には差がある状況です。

健康で自立した生活ができるまちの実現のため、計画に掲げる各事業を着実に実施していくことが求められます。

【見守り、支え合いの心が生きるまち】

指 標 名	現 状（R4）	実 績（R5）	実 績（R6）	目 標（R7）
地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した65歳以上の人の割合	63.0% （R4 市民意識調査）	62.8% （R5 市民意識調査）	65.1% （R6 市民意識調査）	70.0% （R7 市民意識調査）

「地域での支え合いや助け合いが充実していると回答した65歳以上の人の割合」は令和4年度よりやや増加しましたが、令和7年度の目標値には差がある状況です。

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、関係機関等と連携して、地域での支え合いや助け合いの意識や仕組みが広がっていきます。

【安全に、安心して暮らし続けることができるまち】

指 標 名	現 状（R4）	実 績（R5）	実 績（R6）	目 標（R7）
安全で安心して暮らせるまちだと回答した65歳以上の人の割合	80.5% （R4 市民意識調査）	79.0% （R5 市民意識調査）	78.7% （R6 市民意識調査）	85.0% （R7 市民意識調査）

「安全で安心して暮らせるまちだと回答した人の割合」は令和4年度に比べ、やや低くなっております。

今後も、適切な介護サービスの提供や、高齢者の権利擁護、住環境の確保など、高齢者が安全に安心して暮らし続けることができるまちを目指し、事業を進めていく必要があります。

(3) 各施策の事業目標指標について

第9期計画では、事業の達成度を確認するために、主な14の事業について、事業目標指標を定めています。指標の達成状況としては、下記の通り、「達成できた」、「概ね達成できた」が大部分となっています。未達成の項目については、課題の整理や手法の見直し等について検討する必要があります。

目標 達成度	A (達成できた) 目標どおり・目標以上の成果があった(100%以上)	B (概ね達成できた) 概ね目標どおりの成果があった(70~100%未満)	C (達成できなかった) 目標とした成果は得られなかった(70%未満)	D (令和6年は指標なし)	合計
R6	8 (57%)	4 (29%)	0 (0%)	2(14%)	14

○事業目標指標ごとの令和6年度評価

No.	章	目標指標	単位	R4 実績値	R6 目標値	R6 実績値	R6 評価
1	第1章 健康づくりと社会参加の推進	特定健康診査受診率	%	37.9	45	38.6	B
2		65歳以上の高齢者のうち「通いの場」に参加する人の割合	箇所	8.0	8.1	9.8	A
3	第2章 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり	ふれあいの会の見守り訪問活動件数	件	236,662	256,000	248,933	B
4		高齢者あんしん登録制度の登録者数	人	451	470	521	A
5	第3章 地域における多職種連携による支援体制の強化	地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であること知っている高齢者の割合	%	48.2	-	-	D
6		医療機関と連携を図る際の課題について「特になし」と回答する居宅介護支援事業所の割合	%	24.7	-	-	D
7	第4章 認知症施策の推進	当事者ミーティングの開催回数	回	1	3	3	A
8		オレンジ協力隊の登録数	団体	0	10	23	A
9	第5章 権利擁護の推進	成年後見センター相談件数	件	726	735	781	A
10		生活自立支援センターの新規相談受付件数	件	1,484	1,200	1,181	B
11	第6章 災害や感染症への備えと対応の強化	高齢者向け防災講座の実施回数	回	40	40	46	A
12		避難行動要支援者名簿の名簿登録率	%	38	40	32.84	B
13	第7章 持続可能な介護保険事業の推進	就労希望者を介護事業者へ紹介した人数	人	-	10	45	A
14		学生との交流事業の実施	箇所	2	2	2	A

(4) 各施策体系の進捗状況について

各施策の進捗状況、課題、今後の取り組みについては、次頁以降、各章別に整理しています

第1章 健康づくりと社会参加の推進【重点施策】

施策の方向性

高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、健康づくりと介護予防の推進に取り組めます。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することにより、個人の状態に応じた生活習慣病等の重症化予防や介護予防の支援に取り組むとともに、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防・生活支援サービスを見直しながら効果的に実施します。

併せて、高齢者のライフスタイルや多様なニーズに応じた社会参加を推進するため、生涯学習やスポーツ活動、地域活動、就労を支援し、生きがいがづくりにつなげていきます。

〔主な施策（事業）〕

- ・健康づくりと介護予防の推進
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- ・多様な社会参加や生きがいがづくりの促進、就業機会の確保

実績

- ・健康づくりの推進として、生活習慣病の予防や健康の増進を図るため、地域の関連団体と連携し、健康教育・健康相談や特定健康診査、特定保健指導を実施しました。
- ・市民が心の病について正しく理解し、精神的健康の保持・増進を図るために、講演会等の啓発活動やカウンセラー等の専門家による相談活動を実施しました。
- ・市民の自主的な健康づくりを推進するために、「久留米健康のびのびポイントアプリ」なども活用しながらウォーキングやラジオ体操の活動の支援や啓発を実施しました。
- ・高齢者が身近な場所でフレイル予防・介護予防に取り組めるように、運動・口腔の専門職派遣や担い手の養成等、住民主体の介護予防活動を支援しました。また、保健事業と介護予防の一体的な実施として、生活習慣病等の重症化予防を目的とした保健指導や、高齢者の通いの場等で健康教育・健康相談を実施しました。
- ・生涯学習の推進として、生涯学習の入門講座であるシニアアカデミーやパソコンスマートフォン講座を開催し、高齢者の学びの環境づくりを促進しました。また、スポーツや文化活動等の推進として、運動教室やスポーツ大会、アート活動の支援を行い、生きがいがづくりや多様な社会参加の場づくりを推進しました。
- ・高齢者の仲間づくりや社会参加活動の促進のために、老人クラブが行う健康づくりや社会奉仕、シニアアート展等に必要な経費の一部を助成する等の支援を行いました。また、高齢者が介護施設等で実施するボランティア活動の支援を行い、社会参加や生きがいがづくり及び介護予防の推進に努めました。
- ・高齢者の就業機会確保に向けて、シルバー人材センターの活用を推進し、国や県の就労支援機関と連携した就労支援を行ったほか、事業所に対して高齢者雇用に係る理解促進のための情報発信を行いました。

課 題

- ・特定健診の受診率は上昇しているが目標値に届いていません。
 - ・働く世代での運動習慣が定着しておらず、高齢者については日常生活の活動量が低下していく傾向にあるため、日常的な運動に取り組むきっかけづくり、実施環境整備に対する支援、取組の継続に対する支援を包括的に行う必要があります。
 - ・高齢者の生活習慣病の重症化予防とフレイル予防のより効果的な実施のために、今後さらに歯科医師会やその他専門職職能団体等と連携を図っていくことが必要です。
 - ・介護サービスを利用しても維持・改善につながらず早いうちに悪化する方が多く、過剰なサービスとならないよう適切なケアマネジメントを行うことが必要です。
 - ・老人クラブ新規会員やクラブ数減少により、老人クラブ活動回数は減少しています。
 - ・通いの場登録制度やにこにこステップ運動自主グループが発足していない校区での、新規自主グループの発足促進や現在、通いの場等に参加していない高齢者と通いの場とのマッチングを行う必要があります。
 - ・シルバー人材センター会員数は年々減少傾向にあり、また、高齢化も進んでいるため屋外作業などで受注困難な業務が出てきています。
- 高齢者雇用に関する情報発信については、今後より多くの企業へ情報提供を行えるような方策の検討が必要です。

今後の取り組み

- ・特定検診の受診率向上のため、受診環境整備、効果的、効率的な受診勧奨を行っていきます。特定保健指導については、医療機関との連携の強化、制度の理解促進に向けた取組、より多くの方が利用しやすい実施体制の再構築を進めます。
- ・「くるめ健康のびのびポイント事業」を中心に事業の拡充を進め、幅広い世代に対して運動の動機付けを行い、活動の継続を促していくとともに、働く世代に対しては、職域へのアプローチを強化し、高齢者に対しては社会参加を促すなど、事業の対象者に応じて、取組内容の工夫や重点化を行いながら事業を進めていきます。
- ・フレイル・介護予防については、高齢者自身が心身の機能低下や運動や社会参加などに主体的に取り組んでいただくため、意識啓発の更なる強化を実施します。
- ・ケアプランに基づいた適切なサービスが提供されるよう、地域資源の情報提供などを行うとともに事業所向けのスキルアップ研修などを行います。
- ・老人クラブ連合会と連携して、地域での社会貢献活動や多世代交流など情報を広く発信し、老人クラブ活動の活性化に向けた意見交換等を行っていきます。
- ・継続的に介護予防の自主グループづくりを支援するとともに、自主グループの運営ノウハウが習得できる講座の開催や講師派遣などに取り組めます。また、身近な場所での取り組みや地域の活動を知ってもらい参加してもらえよう通いの場の広報に取り組んでまいります。
- ・シルバー人材センターの受注拡大や会員確保の取組を支援していくとともに、久留米市ジョブプラザ、福岡県中高年就職支援センターなどの関係機関と連携し、WEBや商工労働ニュースを活用しながら高齢者の就労相談や就労支援、高齢者雇用のための情報発信に努めていきます。

第2章 住み慣れた地域で安全安心に暮らすための環境づくり

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けることができるよう、地域におけるつながりの構築や見守り活動など、地域で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、一人暮らし高齢者等の在宅生活の支援や介護を行う家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

個々の状況やニーズに応じて安心して暮らせる生活環境づくりを進めるため、高齢者の生活に適した住宅等の確保、高齢者が安心して移動できる環境整備などに取り組みます。

〔主な施策（事業）〕

- ・ 支え合いの仕組みづくり
- ・ 高齢者や介護家族への在宅生活支援
- ・ 住環境の確保、円滑な移動のための環境整備
- ・ 安全安心に暮らせる環境整備

実績

- ・ 生活支援コーディネーターを配置し地域のニーズと資源の見える化や担い手の育成、連携促進などに取り組んでいます。
- ・ 高齢者の在宅生活支援としては、できる限り在宅で生活するために重要となる排泄ケアの負担を軽減するために、在宅の高齢者やその家族に対して、紙おむつ等の介護用品購入費の一部を助成しました。さらに、緊急通報や専門職への健康相談が可能な通信機の貸与については、より多くの方が利用できるように対象機器を拡大し、緊急時の不安解消や、生活の安全確保につなげました。
- ・ 介護家族への支援として、在宅介護に必要な知識や技術の習得を目指す家族介護教室の開催や、在宅介護をしている家族に対し家族介護慰労金の支給を行いました。また、介護離職の防止に向け事業所訪問や商工労働ニュースによる周知・啓発など、在宅で介護を行う家族等の負担軽減や仕事と介護を両立できる環境づくりに取り組みました。
- ・ 住環境の確保としては、住宅セーフティネット住宅の登録促進、軽費老人ホームや有料老人ホームの情報提供、高齢者向けの市営住宅の募集、住宅のバリアフリー化の推進などを行いました。
- ・ 移動環境の整備としては、生活支援交通、コミュニティタクシーの継続的な実施、低床バスの導入促進を行いました。
- ・ 安全安心に暮らせる環境整備のための、高齢者の交通事故防止、消費者被害の未然防止、高齢者の入浴中の事故防止のための啓発活動を実施しました。

課 題

- ・ コロナ禍などで支えあい推進会議の開催が制限されていたことや校区役員の交代などにより、会議体を再構築する必要がある校区もでてきており、食事サービスやサロン活動も停滞しています。今後に向けては、より属性分野を超えた多様な主体が参画する体制の整備を求められています。
- ・ 在宅介護サービスについて、一部のサービスで利用者が低迷しているため、サービス内容の見直しや周知の強化が必要です。
- ・ 介護離職防止の取り組みの事業所訪問は断られるケースも多く件数が伸び悩んだ。今後、より多くの企業へ情報提供が行えるよう事業所訪問のやり方の検討が必要です。
- ・ 高齢者の居住支援のため、保証人の不要な住宅情報の収集・情報提供や、セーフティネット住宅登録の促進のために、オーナーへの支援が必要です。
- ・ 交通事故全体に占める高齢者関連事故の割合や、高齢者関連事故に占める高齢者が加害者となる事故の割合は増加傾向にある。また、歩行中の交通事故では、死亡者の半数を高齢者が占めている。入浴中の事故も全国に比較して件数が多く継続した注意喚起が必要です。

今後の取り組み

- ・ 支えあい推進会議については、引き続き地域のニーズと資源の見える化や担い手の育成、連携促進などに取り組みを進めるとともに、見守りや支援の対象者を広げる取り組みとして、高齢者や子ども、障害者などの様々な事例について、行政や相談支援機関、学校、NPO 法人等と情報を共有し、協力して支援を行ってまいります。
また、ふれあいの会やいきいきサロンなどの活動の充実・強化を支援します。
- ・ 在宅で介護を行う家族等に対して、各種サービスを利用する際やケアマネジャーを通して、利用できる制度や支援、各種講座の周知を行っていきます。また、家族介護教室においては、参加者ニーズを把握した講座内容の見直しや参加者同士で交流する場にグループワークを取り入れるなど、介護に関する悩みなどを共有できる場の充実を図っていきます。
- ・ 引き続き、企業向けセミナーや事業所訪問等を通して、仕事と介護を両立できる職場環境づくりに関する周知・啓発を行います。
- ・ 居住支援協議会の参画団体が相互に連携し、保証人不要物件等の住宅情報の収集・提供や入居支援を行い、セーフティネット登録の啓発を行ってまいります。
- ・ 交通安全や入浴時の事故防止など安全安心に暮らせる環境整備のための啓発活動は、より効果的な取り組みを継続・推進していきます。

第3章 地域における多機関連携による支援体制の強化

施策の方向性

高齢者が自分らしく安心して暮らせるよう、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知や機能の充実を図ります。

多機関連携による重層的支援を推進し、複合化・複雑化した課題の解決を図るとともに、医療や介護、福祉等の多職種連携による地域ケア会議の運営を通じて、地域課題を踏まえた政策形成を行います。

また、在宅医療と介護サービスが継続的に提供されるように、これらの関係機関の連携を強化します。

〔主な施策（事業）〕

- ・ 地域包括支援センターの機能充実
- ・ 多機関連携、重層的支援の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進

実績

- ・ 利用者の相談等に適切に対応できるように専門職を地域包括支援センターに配置し、地域の関係機関・団体等とのネットワークを構築しながら、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のための支援を行いました。
 - ・ 重層的支援会議などを継続的に実施しました。これにより相談支援・地域づくりの担当課関係機関が意見交換をする機会が生まれ、それぞれの現場から見える課題の共有や連携のあり方について協議する体制ができつつあり、重層の考え方も浸透してきたという声が寄せられています。
 - ・ 地域ケア会議は、課題を抱える高齢者への適切なケアの確保や介護支援専門員によるケアマネジメントを支援するため、関係機関・団体等との連携のもと、自立支援地域ケア会議や個別支援地域ケア会議等を開催しました。
 - ・ 在宅医療・介護連携の推進として、入退院調整ルールの実用状況の把握と実施評価を踏まえ、様式の見直しや ICT(くるめ診療情報ネットワーク：アザレアネット)を活用した情報共有支援について検討を行いました。同じくアザレアネットを活用した入退院時の連携を検討している医師会などの関係機関とも連携を図っています。
- また、「人生会議」を推進するため、啓発ポスターを新たに作成し、医療機関や介護事業所に配布し、高齢者施設従事者向けの看取り研修会を開催しました。

課 題

- ・地域包括支援センターへの相談件数は年々増加し、内容についても多分野・制度にまたがるなど複雑化しており、各種専門機関・団体等との連携した支援が必要です。地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを知っている高齢者の割合は半数程度となっており、今後も継続的な周知・啓発が必要です。
- ・個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化し、属性・世代ごとの制度では対応に苦慮しており、校区コミュニティ組織や市民活動団体による自主的な取組、その枠組みも超えたコンソーシアムを形成し地域資源を創出する取組等、地域住民等が自ら地域生活課題の解決に向かう動きも深化しているが、制度の狭間や複合的な課題など困りごとを抱えながら生活していく人を継続して支援する地域づくり、各窓口の職員や地域資源を持つ部局、市民活動団体への波及推進が必要です。
- ・地域ケア会議については、介護支援専門員などの専門職などの関係者が参加しやすく、関係団体間で情報を共有できるように、会議内容やの見直しが必要です。
- ・在宅医療・介護連携の入退院支援における情報共有について、より円滑かつ効率的に実施できるように、ICTの活用検討が重要です。また、市民の「人生会議（ACP）」の認知度は2割程度と依然として低いため、市民や医療・介護関係者への啓発を引き続き行い、普及に努める必要があります。

今後の取り組み

- ・高齢者やその世帯が抱える複合的な課題に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめ、関係機関との連携を図っていきます。また、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることの認知度の向上のため、「ほうかつだより」の校区配布やSNSを活用するなど工夫して周知に取り組みます。
- ・相談支援と地域づくりとの連動により、地域住民の気にかかけ合う関係性や生きがい創出し、地域におけるセーフティネットの充実につなげるとともに、これまで属性・世代ごとに展開されてきた相談支援・地域づくりの一体化を目指し、本人や世帯に適切な支援や地域との関係性が育まれるよう事業の推進を図ります。
- ・地域ケア会議において、会議内容に高齢者が抱える個別課題や地域課題に対し、多職種で協働しながら、課題解決につながるような政策形成に取り組みます。
- ・入退院支援において、医療機関のスタッフと介護支援専門員（ケアマネジャー）間のICTを活用した情報共有が推進されるよう、引き続き検討を行います。
また、「人生会議」や、その意思を共有しておくために市が作成した「私の生き方ノート」（リニューアル予定）について、地域住民や医療・介護関係者、救急隊員などに、市民公開講座や出前講座、広報誌、市ホームページなどを活用し普及に努めます。
また、高齢者施設における医療対応力、看取り力向上のための研修会を継続します。

第4章 認知症施策の総合的な推進【重点施策】

施策の方向性

認知症になってもならなくても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症への理解を深める普及・啓発、認知症予防や早期発見・早期対応の拡充に取り組みます。

また、必要な時に適切に医療・介護サービス等を提供できるように関係機関の連携強化を図ります。

さらに、認知症の人が交流し、活躍できる場づくりや、認知症の人の家族介護の負担軽減に取り組むとともに、認知症の人や家族に対して、企業や地域団体等による日常生活における支援の仕組みづくりを推進します。

【主な施策（事業）】

- ・ 認知症への理解を深めるための普及・啓発
- ・ 認知症の予防、早期発見・早期対応
- ・ 認知症の人やその家族への支援、認知症の人が交流や活躍できる場づくり

実績

- ・ 認知症の正しい理解を深めるため、介護事業所、地域団体等と連携し、「認知症講演会」の開催や「認知症支援ガイドブック」の配布等を通じて、認知症に関する普及・啓発に取り組みました。また、「認知症サポーター養成講座」を学校や企業等で開催し、1,600名を超える認知症サポーターを養成しました。企業や団体が、買い物時などに困っている人に声掛けなどの支援を行う「オレンジ協力隊」も23団体の登録を得て目標を達成できました。
- ・ 認知症に気づき対応できる仕組みづくりとしては、医療機関等と連携し、認知機能の簡易検査や認知症の基礎知識の普及等を通じて、医療機関等への受診勧奨や認知症予防のための動機付けを行う「ものわすれ予防検診」や「認知症チェックと予防」を実施しました。
- ・ 認知症の人やその家族への支援として、認知症の人が、速やかに適切な医療・介護のサービスが受けられるように、認知症サポート医と医療や介護の専門職で構成される「初期集中支援チーム」を運営しました。
- ・ 認知症当事者の参加する当事者ミーティングを3回実施。12組22名の参加を得られ、目標を達成できました。
- ・ 孤立防止や介護者の負担の軽減等を目的とする「認知症カフェ」の開設講座を開催し、人材育成や運営についての助言等を行い、市内20箇所に拡大しました。また、認知症介護電話相談は、51件の相談を受け家族の負担軽減に努めました。

課 題

- ・認知症サポーターやキャラバン・メイトの方が習得した知識等を活かし、地域での活動に繋げていくための仕組みや、高齢者に身近な店舗等へ認知症サポーター養成講座の働きかけを検討していく必要があります。
- ・また、オレンジ協力隊の登録は福祉関係の企業・団体がほとんどで、銀行や小売店等の生活企業がほとんどないため登録促進が必要です。
- ・今後の認知症高齢者の増加が見込まれるなか、事業の効果的な周知方法や、潜在的な認知症高齢者数に対し、検査できる場所や機械が不足しています。
- ・初期集中支援チームの専門職による認知症の本人への訪問が、本人や家族から拒否されるケースや、キーパーソンが不在である等の対応困難事例が増加しています。
- ・認知症当事者の把握が困難であり、参加者がまだ少ない状況です。
- ・認知症カフェについては、設置数は増えていますが、収入の多くを補助金に頼ったカフェが多く、持続的な運営ができるようにカフェ運営者との協議の機会や情報共有の場を設ける必要があります。また、カフェ利用者が増えるように周知を図る必要があります。

今後の取り組み

- ・認知症サポーター養成講座を受講した方が、認知症の人やその家族の支援ニーズにあった具体的な活動につなげる「オレンジ協力隊」として活動してもらえるように銀行や小売店等の生活企業に呼びかけを行います。
- ・また、チームオレンジの前段である認知症サポーターステップアップ講座に繋がるよう、民間企業含めた団体へ認知症サポーター養成講座受講の働きかけを積極的に行い、認知症サポーター養成講座受講済みの団体へ認知症サポーターステップアップ講座受講の働きかけを行います。
- ・未活動のキャラバン・メイトについてもメンバーの掘り起こし方法を検討します。
- ・「認知機能検査とトレーニング」において、認知機能検査や物忘れ予防検診の検査結果を通じて、認知症の疑い者を早期発見し、MCI（軽度認知症）から認知症への進行予防に取り組みます。
- ・初期集中支援チームにおける困難事例等の共有や連携方法について、チーム員会議や認知症医療連携会議等において協議を行い、事例を通じた研修の場を設けて、職員のスキル向上につなげていきます。
- ・認知症当事者の参加しやすい時間帯などを検討し、より広い対象者に参加を促していきます。
- ・認知症の人やその家族の方が、身近な地域で相談や参加できる場所を確保するため、関係団体向けの開設講座、運営者向け講座を実施するとともに、認知症カフェの開設や運営に対する周知、支援を行います。

第5章 権利擁護の推進

施策の方向性

高齢者がいつまでも尊厳ある生活を維持し、安心して暮らすことができるよう、関係機関や団体と連携し、成年後見制度の利用支援や成年後見センターの機能充実等、制度の普及・利用促進を図ります。

また、虐待防止の周知啓発や、虐待に関する相談等に対して関係機関と連携した早期発見・対応に努めるとともに、権利擁護に関する各種相談窓口の活用、判断能力が不十分な方に対する自立支援等に取り組みます。

[主な施策（事業）]

- ・ 成年後見制度の普及、利用促進
- ・ 虐待防止の意識啓発、早期発見、早期対応
- ・ 権利擁護に関する相談、支援

実績

- ・ 成年後見制度の普及・利用促進として、費用負担等を理由に成年後見制度の利用が制限されることがないように、申立て費用や後見人に対する報酬補助、本人や親族による成年後見制度の申立てが難しい場合の市長申し立てを行いました。
- ・ 成年後見センターの運営事業としては 781 件の相談を受け、当初の目標を達成したほか、市民後見人の普及啓発、養成講座、候補者の活動支援などを実施しました。
- ・ 虐待防止の意識啓発・早期発見・早期対応として、地域包括支援センターや生活自立支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の権利擁護及び養護者支援を行いました。また、養介護施設職員向けの高齢者虐待防止研修会や市民向けの出前講座や家族介護教室等の機会を捉え、高齢者虐待に関する正しい知識の周知啓発を行いました。
- ・ 権利擁護に関する相談・支援として、消費者被害や女性のDV被害、相続などの多様な相談に対し、各種の相談窓口を通して必要な支援に繋げ、被害の拡大を防止しました。認知症等で判断能力が十分ではない方に対する金銭管理等のサービスの提供や、生活困窮者への継続した伴走型の支援を行うなど、高齢者の自立支援に取り組みました。
- ・ 自分で意思決定ができなくなった場合に備えた「私の終活ノート」を用いて高齢者自身の権利擁護のために必要なことの気づきや不安の軽減につながるように、出前講座（14 回）等を活用して周知・啓発を行いました。

課 題

- ・市長申立てにおいて、本人の課題や成年後見制度利用の必要性が不明確であり、市長申立事務が円滑に進めることができない場合があるため、本人情報や課題整理を行う必要がある。
- ・市民が後見等業務の新たな担い手として活動できるように、市民後見人の人材育成や選任基準の整理、社協や家裁と選任後の支援体制の整理等が必要です。
- ・虐待の発見や通報が早期に行われるよう、虐待に関する正しい知識の周知啓発や養護者の介護負担の軽減、認知症への理解を促進していく必要があります。
- ・権利擁護に関する相談・支援については、高齢者が抱える課題が多様化、複雑化しているため、これらに適切に対応できるよう、相談体制の強化が求められています。
- ・「私の終活ノート」配布後のフォロー体制が構築できておらず、活用状況が把握できていない。

今後の取り組み

- ・成年後見制度の申立てに係る費用及び成年後見人等への報酬に対する補助について広く周知し、費用や報酬を払うことができないことを理由に利用を制限されないように周知いたします。
また、市長申立て事務を円滑に進めることができるよう、市の関係機関に対し市長申立てに係るケースについての相談票を運用する。
- ・市民後見人の養成研修やフォローアップ研修等を通じて、市民後見人の普及に努めるとともに、家庭裁判所や成年後見センターと協議し、市民後見人の活動を支援します。また、市や関係機関等における成年後見制度の普及や相談の連携を図り、地域連携ネットワークの構築を進め、本人の意思決定や後見活動の支援をしていきます。
- ・養護者、養介護施設従事者による虐待については、関係機関と連携して継続的に研修などの対応を行います。
また、市民向け虐待防止啓発については、虐待に限らず高齢者関連の様々な機会（出前講座・民生委員に対する研修会等）を捉えて、啓発を行う。
- ・専門員と生活支援員（市民）が協力し関係機関との連携を図り、利用者の自立に向けた適切適正できめ細かなサービス提供に努めます。また、利用者に寄り添った相談援助を行い、専門員によるモニタリングを実施し、必要に応じて支援計画の見直しや成年後見制度への移行を進める。特に、認知症等の進行により判断能力の喪失が確認できたケースや本事業では対応できない課題が生じた場合は、成年後見センターと協力し成年後見制度への円滑な移行に努めます。
- ・今後、健康推進課が作成する「私の生き方ノート」改訂にあわせて、「私の終活ノート」についても内容見直しを実施します。

第6章 災害や感染症への備えと対応の強化【重点施策】

施策の方向性

近年多発する災害等に備え、高齢者向けの防災講座や防火指導の実施、避難行動要支援者の避難支援などによる地域防災力の向上を図ります。

災害時には、高齢者等に向けた避難情報の発信、避難場所の確保を行い、災害後に関係機関で連携して被災者支援を行います。

また、介護サービス事業者等に対しては、避難確保計画の策定や防災訓練の促進、災害や感染症の流行に備えた業務継続計画の策定を支援し、対策の充実を図ります。

〔主な施策（事業）〕

- ・ 災害に対する備えの支援
- ・ 災害発生時の高齢者支援
- ・ 介護サービス事業者等への支援と指導

実 績

- ・ 介護予防教室など高齢者の集まる機会を活用し、防災研修を実施（46回）し、目標を達成しました。また、地域住民を対象とした防火訓練にも取り組みました。
- ・ 避難行動要支援者の避難体制確保として、支援体制の確立や災害時の備えの構築のため、名簿を活用した図上訓練の実施や災害時マイプラン作成、名簿未登録の避難行動要支援者に対する登録促進に取り組みました。
- ・ 福祉避難所等の開設は無かったが、人工呼吸器等の電源を必要とする要配慮者等の停電時の避難所における対応のためにポータブル蓄電池を2台導入しました。
- ・ 介護事業者等への指導として、集団指導や防火指導を行い、避難訓練の実施や各種の災害に対する計画の作成を促すなど、防災対策の啓発・指導に努めました。また、感染症対策についても、最新情報の提供や、感染対策委員会や指針の整備等の感染対策の必要性の周知、衛生対策物資の提供等を行いました。
- ・ 被災者向けの介護サービス利用料に係る減免について、適用開始年月日を災害の発生日まで遡ることを可能とするなど、減免を活用しやすくなるよう、制度の見直しを行いました（令和6年は大規模災害がなかったため実績なし）。
- ・ 高齢者施設に対して国の交付金について情報提供を行い、防災・減災対策への利用を呼び掛けました（利用実績はなし）。
- ・ 災害時に高齢者施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、避難確保計画・非常災害対策計画及び、業務継続計画策定の作成や避難訓練が実施されるよう必要な取組みを行うとともに、集団指導、運営指導等を通じて指導・助言を行いました。
- ・ 台風・大雨災害発生時において、国からの連絡に基づき介護サービス事業者等に迅速な情報提供、注意喚起を行うとともに、国の災害情報システムへの入力や被害報告を求めました（令和6年は被害報告なし）。
- ・ 高齢者施設における感染拡大防止対策として、医療用物資を備蓄するよう、集団指導や立入検査などの機会を活用し、周知を行いました。

課 題

- ・避難行動要支援者名簿については死亡・転出等による登録解除が新規登録の件数を上回っており、登録者数が減少しています。
災害発生時における避難行動要支援者の人的被害を軽減するため、実際に避難する際の支援体制の確立や災害への備えを充実していただけるよう、図上訓練の継続的な実施や災害時マイプラン作成による支援体制の充実をより進展させる必要があります。
- ・福祉避難所の多くは高齢者・障害者施設であり、その被災状況や従事者の状況、新型コロナウイルスなど感染症の流行状況などにより開設ができない場合もあると考えられ、実効性の確保が課題です。
- ・夜間、職員の体制が十分でない状況で急に災害が発生した際などの対応も含め、施設において避難確保計画、業務継続計画などの策定、および訓練実施が必要です。

今後の取り組み

- ・避難行動要支援者名簿の登録や図上訓練の実施を推進し、地域の支援者の拡大及び意識醸成を図ります。また、災害時マイプランについては、要支援者や地域の支援者、専門職等の様々な主体ができる作成できるような仕組みづくりを進めていきます。
- ・災害による避難時に電源が必要な方への対応として、非常用電源がある公共施設の利用や蓄電池の充電等による支援について調整・検討を行います。
- ・災害時に高齢者施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために、避難確保計画や非常災害対策計画及び、業務継続計画策定の作成や避難訓練が実施されるよう必要な情報提供を行うとともに、継続的に集団指導、運営指導等を通じて指導・助言を行います。
- ・介護サービス事業所等に対する集団指導、実地指導、各種の情報提供等を通じて、防災対策や感染症対策に関する啓発・指導に努め、災害や感染症等による非常時においても、事業所が必要なサービスを継続して提供できる体制等の支援を行っていきます。

第7章 持続可能な介護保険事業の推進【重点施策】

必要に応じた良質な介護サービスを適切に提供できるよう、国・県の方針や制度改正等を踏まえつつ、介護人材の確保・定着に向けた支援、適正な介護給付や要介護認定に取り組めます。また、介護保険制度についての周知・啓発に努めます。

〔主な施策（事業）〕

- ・ 介護人材の確保、定着への支援
- ・ 給付の適正化
- ・ 保険者機能の発揮・向上
- ・ 介護保険制度の周知・啓発と相談体制の充実

実 績

- ・ 介護保険事業者支援として、様々な介護事業所を対象とした研修会の実施や集団指導、運営指導、新規指定オリエンテーションの実施、介護サービス相談員による施設入所者への支援等により、介護保険サービスの質の確保を図りました。
- ・ 介護職への就労に繋げるために介護職員と学生の交流事業や、事業所紹介記事の Web 上での情報発信、ハローワーク久留米主催のセミナーで介護職に関する説明をおこないました。また、県が実施する外国人材の定着支援や ICT 導入支援事業等の周知などを通じて、介護人材の定着や生産性向上、業務負担の軽減に取り組めました。
- ・ 主治医意見書受付の ICT 導入医療機関の拡大、オンライン審査会の実施による適正かつ迅速な要介護認定に取り組めました。また、認定調査の平準化の取り組みとして、認定調査員の e ラーニングシステムを用いた自己研鑽や積極的な研修への参加に努めました。
- ・ ケアプランチェックや介護レセプトのチェック、ケアマネジャーへの助言等により給付の適正化を図るとともに、介護サービスの適切な利用方法などについて、介護制度のパンフレットや広報紙、出前講座などを通じて市民への周知啓発に取り組めました。

課 題

- ・ 介護人材不足が課題となっており、介護サービス事業者と就労希望者をつなぐ取り組みや介護人材の定着・育成支援、業務負担軽減のための介護ロボットや ICT の導入支援などの対策が求められています。
- ・ 後期高齢者の増加に伴い、要介護（要支援）認定者が増加しています。給付費の伸びが見込まれる為、介護サービスの適正利用の推進に取り組む必要があります。
- ・ SNS などを活用した介護保険制度の周知や啓発、ICT を活用した要介護認定や市民や事業者からの申請手続きの利用促進に取り組む必要があります。

今後の取り組み

- ・必要に応じた良質な介護サービスを適切に提供できるよう、国・県の方針や制度改正等を踏まえつつ、適正な介護給付や要介護認定に取り組みます。また、介護保険制度についての周知・啓発や介護人材の確保・定着に向けた支援に努めます。
- ・介護人材の確保のために、介護職員と学生の交流会の開催校拡大、紹介記事を Web に掲載している介護事業所数増加に取り組み、介護の魅力発信に努めます。
- ・介護保険に係る様々な申請について ICT を活用し、電子申請での対応が可能となるよう検討を進めます。

第8章 介護サービスの見込み量の推計と保険料の設定

施策の方向性

在宅や施設など、介護サービス種別ごとの利用状況や利用者数の伸び等の分析、国の制度改正などを踏まえ、第9期計画期間の介護サービス利用の見込み量を推計します。保険料への影響等を勘案した上で介護サービス基盤の確保方針を定めるとともに、総給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。

〔主な施策（事業）〕

- ・ 介護サービス基盤の確保
- ・ 介護サービス等の見込量の推計と保険料の設定

実績

- ・ 第9期計画では、発生する追加需要に対して、既存施設の活用を図る方針となっている為、新たな施設整備は行っておりません。

今後の取り組み

- ・ 介護が必要になっても在宅生活をできる限り長く継続できるように、今後も適切な居宅介護サービス利用の推進に努めていきます。
- ・ 第9期計画期間中の施設・居住系サービスの利用状況の伸び等を分析し、第10期計画期間中に必要となるサービスの供給量を推計し、新たな施設の整備について検討します。
- ・ 保険料への影響等を勘案した上で次期計画期間の介護サービス基盤の確保方針を定めるとともに、介護サービスの総給付費の推計を行い、被保険者の負担能力に応じた保険料を設定します。